

ロシア連邦
連邦法

ロシア連邦における技術政策及びロシア連邦の個別の法律の改正について

2024年12月12日 国家院採択

2024年12月20日 連邦院承認

第1章 総則

第1条 この連邦法の規律の対象

この連邦法は、ロシア連邦における技術政策形成主体と技術開発支援主体との間に生ずる関係を規律する。

第2条 ロシア連邦における技術政策分野の法的規律

ロシア連邦における技術政策分野の法的規律は、ロシア連邦憲法及び連邦憲法律に基づき、この連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦のその他の法規並びに連邦構成主体及び連邦直轄地の公権力機関の法規の規定により行われるものとする。

第3条 定義

この連邦法においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 技術開発支援機関とは、イノベーション推進機関その他の法人であって、ロシア連邦予算制度の各予算の資金を財源として技術開発プロジェクトへの資金提供を行うものをいう。
- 2) 技術開発分野における先端技術製品、先端技術に係る作業の成果及び先端技術サービスの提供（以下「先端技術製品」という。）とは、重要技術又は分野横断的技術に基づき、先進的な科学技術上の成果及び革新的手法を用いて開発され、かつ、製造された技術開発分野における物品、作業及びサービスをいう。先端技術製品の種別の一覧は、ロシア連邦政府が定めるものとする。
- 3) 技術連携計画とは、技術の導入（自主技術開発体制の構築を含む。）に係る組織体制をいう。
- 4) 適格発注者とは、技術政策の実施手段の活用において開発されるものを含め、先端技術製品に対する長期的需要を確保するロシアの法人をいう。適格発注者は、当該製品の購入者（発注者）となることができる。
- 5) 重要技術とは、先端技術製品であって、経済活動、社会的及び経済的課題の解決並びに国の防衛及び国家の安全保障の確保にとって基幹的な意義を有するものの開発に必要な知識集約型技術をいう。
- 6) ロシア連邦における技術政策の実施に係る活動に対する国の支援措置（以下「国の支援措置」という。）とは、技術開発分野においてロシア連邦予算制度の各予算の資金により講じられ、ロシア連邦における技術政策の目標の達成を目的とする法律上、経済上及び組織上の措置をいう。
- 7) 政府出資法人とは、ロシア連邦政府が定める、イノベーション推進プログラムを実施する政府出資法人の一覧に掲載された、ロシア連邦若しくは連邦構成主体を設立者とする法人又はロシア連邦若しくは連邦構成主体が当該法人の資本金を構成する議決権付株式（持分）に係る総議決権数の50パーセントを超えて直接若しくは間接に行使することができる法人及び戦略的株式会社、並びにこれらの法人の子会社であって、当該法人が当該子会社の資本金を構成する議決権付株式（持分）に係る総議決権数の50パーセントを超えて直接又は間接に行使することができるものをいう。

- 8) 技術開発プロジェクトとは、ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクト、並びにロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトに該当しない分野横断的技術開発プロジェクト又は先端技術製品の開発及び技術イノベーションの導入に係るその他のプロジェクトをいう。
- 9) 先端技術製品の製造業者とは、技術及び技術イノベーションの導入又は先端技術製品の開発及び販売を行う法人又は個人事業主をいう。
- 10) 分野横断的技術とは、産業横断的な意義を有する将来有望な知識集約型技術（分野）であって、先端技術製品の開発又は技術イノベーションの導入を可能とし、市場の変革又は新たな市場の形成への寄与を通じて経済発展に重大な影響を及ぼすものをいう。
- 11) 自主技術開発体制とは、一連の措置（プロジェクト及びプログラム）及び条件（人材、研究開発の成果、技術文書、電子計算機用プログラム（以下「電算機プログラム」という。））、知的創造活動の成果に対する権利、固定資産その他の財産の確保を含む。）であって、その実施及び充足により、ロシア連邦の領域内で、又はロシア連邦政府が定める場合にはその領域外でロシア連邦若しくはロシアの法人による管理（以下「自国管理」という。）を維持しつつ、国産技術及びこれに基づく製品（次世代の開発を含む。）の創出及び持続的発展を確保するものをいう。
- 12) 技術イノベーションとは、新規の若しくは改良された製品（特に、装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養物）又は物品の製造（販売）、業務の実施、サービスの提供若しくは保護される知的創造活動の成果の創出に係る方法若しくは工程であって、実用に供され、かつ、新たな市場の形成、労働生産性の向上又は製造される製品の技術的及び経済的指標の向上に資するものをいう。
- 13) ロシア連邦における技術政策（以下「技術政策」という。）とは、ロシア連邦の技術的優位性の確保及び国産技術に基づく経済発展を目的とする法律上、経済上、組織上その他の措置の総体をいう。
- 14) ロシア連邦の技術的優位性とは、ロシア連邦の技術的独立性であって、自主技術開発体制に基づき重要技術及び分野横断的技術に対する自国管理を維持しつつ行われる国産技術の開発及び当該技術を用いた製品の創出により表され、競争力のある先端技術製品の輸出又は国内市場において旧式の技術若しくは外国の技術に基づき開発される製品の当該先端技術製品による代替を目的とするもの、並びに当該技術及び製品の外国の同等品に対する優越性をいう。
- 15) 技術とは、一又は二以上の種類の製品の製造、作業の実施又はサービスの提供を目的とするエネルギー、物質及び情報の変換に必要な、科学的及び実践的に裏付けられた方法、手段、工程又はプロセスの総体をいう。

第4条 技術政策の目標及び基本的施策

1. 技術政策の目標は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) ロシア連邦の技術的優位性の確保
 - 2) 国産技術に基づき創出された先端技術製品の競争力の確保及び技術イノベーションの導入による当該製品の創出の効率性の確保
 - 3) ロシア連邦の国民の生活の質及び水準の向上並びに国の防衛及び国家の安全保障の確保のための技術イノベーションの加速的導入
 - 4) 経済発展及び技術開発分野における競争の確保のための条件の整備
2. 第1項に定める目標の達成は、ロシア連邦大統領が定めるロシア連邦の国家発展目標に基づきロシア連邦政府が定めるロシア連邦の技術的優位性確保に係る目標指標により判断されるものとする。
3. 技術政策の基本的施策は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) ロシアの法人及び個人事業主による自主技術開発体制に基づく重要技術及び分野横断的技術の導入
 - 2) ロシア連邦の技術的優位性の確保のための各種先端技術製品の創出及び市場への投入

- 3) ロシア連邦の技術的優位性の確保のために創出される先端技術製品に係る長期的な需要及び供給の形成
- 4) 技術政策の実施に係る活動のための良好な条件（法律上、経済上、組織上その他の条件）の整備
- 5) 技術開発分野における国際協力の推進
- 6) 技術開発インフラ（専門人材の育成を目的とするものを含む。）の整備及び発展
- 7) 技術政策の実効性のモニタリングの実施及び国の支援措置の有効性の評価
- 8) 技術開発支援主体が、国産技術に基づく技術イノベーションの導入及び先端技術製品の創出を目的として、科学、科学技術又はイノベーション活動の主体であるロシアの法人及びロシア連邦の国民に対し研究開発を発注するための条件の整備

第5条 技術政策の実施手段

1. 技術政策の実施手段は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 中長期技術開発計画
- 2) 重要技術及び分野横断的技術の一覧
- 3) 技術成熟度の評価、製造成熟度の評価、市場成熟度の判定及び先端技術製品の事業化に係る手法
- 4) 政府出資法人のイノベーション推進プログラム
- 5) 先端技術製品に対する需要及び供給の促進、自主技術開発体制に基づく重要技術及び分野横断的技術の導入の促進並びに技術イノベーションの促進に係る措置
- 6) 技術開発インフラの整備及び運営の確保に係る措置
- 7) 分野横断的技術開発プロジェクト
- 8) ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクト、国産技術に基づく経済発展を目的とするその他の国家プロジェクト、ロシア連邦及び連邦構成主体の国家プログラム並びにこれらのプロジェクト及びプログラムの構成要素
- 9) 技術政策の目標の達成を考慮した、国家規格及び利用可能な最良の技術に関する参考文書
- 10) 技術政策の情報基盤の整備
- 11) 技術連携計画

2. 技術政策の実施手段は、技術イノベーションの開発、導入及び発展の各段階を考慮して定めなければならない。

第2章 技術政策形成主体及び技術開発支援主体。国家権力機関の権限及び政府出資法人の機能

第6条 技術政策形成主体及び技術開発支援主体の一覧

1. 技術政策形成主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) ロシア連邦大統領
- 2) ロシア連邦議会
- 3) ロシア連邦政府
- 4) ロシア連邦中央銀行
- 5) ロシア科学アカデミー
- 6) 連邦構成主体の国家権力機関
- 7) 連邦直轄地の公権力機関

2. 技術開発支援主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 技術開発支援機関
- 2) 政府出資法人（この連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦政府令、当該法人の活動を規律するその他の法規及び当該法人の定款に定める機能を遂行する場合に限る。）

- 3) 金融機関、技術開発プロジェクトへの資金提供を行う法人、非営利法人、投資事業組合契約に基づき共同投資活動を目的として設立された組合、取引所及びロシア連邦の法令に従い設立された投資プラットフォーム
- 4) 技術の開発若しくは導入のために供され、又はその構成部分をなす知的創造活動の成果の法的保護及びこれに対する権利の擁護に係るサービスを提供する法人及び個人事業主
- 5) 投資の提供を通じて技術開発に寄与する自然人及び法人
- 6) 技術開発者及び先端技術製品の製造業者
- 7) 先端技術製品の購入者（発注者）（適格発注者を含む。）
- 8) 高等教育機関及び研究機関並びにこれらの知的創造活動の成果の事業化に寄与する技術移転機関

3. ロシア科学アカデミー、技術開発支援機関その他の法人は、ロシア連邦政府又はロシア連邦政府から技術政策分野について委任を受けた連邦行政機関（以下「所管機関」（複数の場合は「各所管機関」）という。）に対し、中長期技術開発計画の策定、ロシア連邦政府又は所管機関（各所管機関）が定める重要技術及び分野横断的技術の一覧の変更並びに技術政策分野における関係を規律する法規の策定に係る提案を行うことができる。

第7条 技術政策分野における連邦国家権力機関の権限

1. ロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法、連邦憲法律、この連邦法、その他の連邦法並びにロシア連邦大統領の大統領令及び大統領指令の規定により、技術政策の策定及び実施に関し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 1) ロシア連邦大統領が定めるロシア連邦の国家発展目標に基づき、ロシア連邦の技術的優位性の確保及び各産業分野における中長期的な技術開発に係る目標指標、当該指標の測定及びモニタリングの手續並びにロシア連邦の技術的優位性の達成度を示す指標の算定方法を含む技術政策の実効性のモニタリングの手續を定めること。
- 2) この連邦法に定めるプロジェクトへの資金提供の手續及び当該プロジェクトの重要成果指標を策定するための技術成熟度の評価、製造成熟度の評価、市場成熟度の判定及び先端技術製品の事業化に係る手法を定めること。
- 3) 中長期技術開発計画に係る要求事項及び当該計画の策定手續を定め、ロシア科学アカデミー、技術開発支援機関その他の法人の提案を考慮して当該計画の策定を統括し、当該計画を承認すること。
- 4) 技術連携計画の策定及びその執行に対する監督の手續、その様式及び内容に係る要求事項（先端技術製品の創出のための生産能力の算定手續及び先端技術製品の需給予測指標に係るものを含む。）を定め、又は当該手續を定める権限を有する連邦行政機関を指定すること。
- 5) 重要技術及び分野横断的技術の一覧（銀行分野その他の金融市場分野に係る部分にあっては、ロシア連邦中央銀行と協議の上）並びに当該一覧の策定及び更新の手續を定め、又は当該一覧を定めるための所管機関（各所管機関）を指定すること。
- 6) 所管機関（各所管機関）を指定し、その権限を定めること。これには、当該機関（各所管機関の場合はそのうちの一の機関）に対する技術政策に係る情報基盤の整備の権限の付与を含み、当該権限には、技術政策の実施に係る計画中の活動及び実施中の活動に関するデータの収集、記録、体系化、蓄積、保管、保護、修正、抽出、利用、分析、解釈及び伝達並びに当該データに基づく意思決定を行う情報システム（以下「データ処理システム」という。）の構築、運用並びに改修の確保及び技術開発分野における基準参照情報を管理する情報システム（以下「マスターデータ管理システム」という。）の構築、運用及び改修の確保並びに技術開発支援主体のうちの情報交換に参加する者（以下「情報共有参加者」という。）との自動的な情報交換を目的とする、データ処理システム及びマスターデータ管理システムに含まれる情報への当該情報共有参加者のアクセスの提供の確保が含まれるものとする。

- 7) 先端技術製品の種別の一覧を定めること。
 - 8) この連邦法、その他の連邦法並びにロシア連邦大統領の大統領令及び大統領指令に定めるその他の権限を行使すること。
2. ロシア連邦政府は、技術政策の策定及び実施に関し、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- 1) 国の支援措置の適用の手続を定め、当該措置の適用に係る連邦行政機関の権限を定めること。
 - 2) 政府出資法人のイノベーション推進プログラム、当該法人の技術開発分野におけるその他の戦略文書又はプログラム（プロジェクト）の策定、内容及び更新に係る要求事項、当該文書又はプログラム（プロジェクト）の実施状況のモニタリングに係る要求事項並びに当該文書又はプログラム（プロジェクト）の実施に関する報告書の品質評価に係る要求事項を定めること。
 - 3) 先端技術製品に対する長期的需要の確保に関する政府出資法人の投資プログラムの策定、内容及び更新の特則を定めること。
 - 4) 特定の国産技術及びこれに基づく製品の持続的発展を確保するための一連の措置（プロジェクト及びプログラム）の実施並びに条件の充足がロシア連邦の領域外であって自国管理を維持するときに認められる場合を定め、当該管理の基準を定めること。
 - 5) 技術政策分野における、ロシア連邦政府がその活動を指揮する連邦行政機関（所管機関（各所管機関）を除く。）の権限を定めること。
 - 6) 自主技術開発体制の成熟度の判定に係る手法を定めること。
 - 7) 技術イノベーションの開発、導入及び発展の各段階を定めること。
 - 8) 知的創造活動の成果に対する権利の保護及びアクセス制限情報の機密保持に関するロシア連邦の法令の定めを考慮し、データ処理システム及びマスターデータ管理システムに含まれる情報への情報共有参加者のアクセスの提供の手続を定めること。
 - 9) ロシア連邦政府が定める重要技術及び分野横断的技術の一覧に掲載された技術の知識集約度の基準を定めること。
 - 10) 分野横断的技術開発プロジェクトの実施において国の支援措置を受ける者に対し、技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び最終製品の事業化の水準を考慮した、活動の効率化及び分野横断的技術の活用に係る追加的な要求事項を定めること。
3. 技術政策に係る情報基盤の整備の権限を付与された所管機関は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 1) 情報共有参加者の情報交換の手続
 - 2) データ処理システム及びマスターデータ管理システムに含まれる情報の作成、更新及び品質管理の手続

第8条 技術政策の策定に関する連邦構成主体の国家権力機関及び連邦直轄地の公権力機関の権限

連邦構成主体の国家権力機関及び連邦直轄地の公権力機関は、この連邦法、その他の連邦法並びに連邦構成主体及び連邦直轄地の公権力機関の法規に定める場合及び手続に従い、技術政策の策定に係る権限を行使するものとする。

第9条 政府出資法人の機能

政府出資法人は、連邦法、ロシア連邦政府令、当該法人の活動を規律するその他の法規及び当該法人の定款の規定により、次の各号に掲げる機能を遂行するものとする。

- 1) 技術政策の策定及び立案に係る提案を行うこと。
- 2) 中長期技術開発計画の策定及びロシア連邦政府又は所管機関（各所管機関）が定める重要技術及び分野横断的技術の一覧に係る提案を行うこと。

- 3) この連邦法第7条第1項第1号の規定によりロシア連邦政府が定める手続に規定する場合において、技術政策の実効性のモニタリングの実施に参加すること。
- 4) 技術政策分野における関係を規律する法規の策定に係る提案を行うこと。
- 5) この連邦法に定める技術政策の目標及び基本的施策を考慮してイノベーション推進プログラムを実施すること。
- 6) 技術開発者又は先端技術製品の製造業者としての機能を遂行すること。
- 7) 購入者（発注者）（適格発注者を含む。）としての機能を遂行すること。

第3章 重要技術及び分野横断的技術

第10条 重要技術

1. ロシア連邦政府又は所管機関（各所管機関）が定める重要技術の一覧は、技術連携計画の策定及び実施において、技術分類表に基づき、ロシア連邦大統領の法規の規定により作成されるものとする。
2. 重要技術の開発及び導入は、自主技術開発体制に基づき行わなければならない。
3. 重要技術の開発のための主要な手段は、この連邦法第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第8号に定める手段とする。
4. ロシア連邦政府は、科学、科学技術又はイノベーション活動の主体が先端技術製品の創出に必要な重要技術分野における研究開発を優先的に実施することを目的として、技術開発支援主体と当該主体との連携を確保するものとする。

第11条 分野横断的技術

1. ロシア連邦政府又は所管機関（各所管機関）が定める分野横断的技術の一覧は、ロシア連邦大統領の法規の規定により、中長期技術開発計画に基づき、ロシア科学アカデミーが実施する審査の結果（必要な場合によっては、技術開発支援機関又はその他の法人が実施する審査の結果を含む。）を考慮して作成されるものとする。
2. 分野横断的技術の導入又は発展及びこれに基づく先端技術製品の製造は、分野横断的技術開発プロジェクトの実施においても行われるものとする。この場合において、分野横断的技術の開発は、科学、科学技術又はイノベーション活動において行われるものとする。
3. 分野横断的技術の開発のための主要な手段は、この連邦法第5条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号に定める手段とする。

第4章 ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクト。技術連携計画

第12条 ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトに関する総則

1. ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトは、自主技術開発体制に基づき開発された重要技術を用いた競争力のある先端技術製品の創出又は自主技術開発体制に基づき開発された分野横断的技術の創出及び発展による新たな市場の形成を目的とし、かつ、当該技術及び製品の外国の同等品に対する優越性を見込む国家プロジェクトとする。
2. ロシア連邦政府は、この連邦法第6条第3項に定める提案を考慮することを含め、ロシア連邦政府のプロジェクト活動に関する法規に定めるロシア連邦政府におけるプロジェクト活動の運営に係る一般的な要求事項を考慮し、技術政策の実施に関連する、技術的優位性確保のための国家プロジェクトの実施の特則を定め、またロシア連邦政府が定める手続に従い策定された、当該国家プロジェクトの対象分野における法令の体系的な改正を管理する仕組みを実施するための措置計画を定めるものとする。

3. ロシア連邦の技術的優位性確保のための各国家プロジェクトについて、ロシア連邦政府のプロジェクト活動に関する法規に定める手続に従い、国家プロジェクト基本計画書が定められるものとする。

4. ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクト基本計画書の策定に当たっては、適格発注者が所管機関（各所管機関）に提出する、先端技術製品に対する長期的需要であって、同種の製品の輸出及び輸入の予想量を考慮して均衡のとれたものの根拠及び当該適格発注者が示す規模で当該需要を確保するための形態及び方法に係る提案に基づき、当該プロジェクトの概要書を作成するものとする。

第13条 ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの参加者

1. ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの参加者には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- 1) 技術開発者（技術連携計画の規定による。）
- 2) 主要実施主体（当該プロジェクトにおいて特定の種類の先端技術製品の製造業者であり、又は製造業者となることを計画しているロシアの法人であって、適格発注者（各適格発注者）と先端技術製品の創出又は供給に係る契約を締結したもの）（技術連携計画の規定による。）
- 3) 適格発注者（各適格発注者）（技術連携計画の規定による。）
- 4) 当該プロジェクトの実施において第1号から第3号までに掲げる者に対する国の支援措置の適用を確保する連邦行政機関（各連邦行政機関）及び法人
- 5) 当該プロジェクトの策定及び実施の調整並びに適格発注者（各適格発注者）、主要実施主体及び技術開発者との連携を確保する連邦行政機関
- 6) 当該ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの対象分野に属する事項を統括するロシア連邦政府副議長であって、その機能がプロジェクト活動に関するロシア連邦政府の法規により定められるもの（以下「プロジェクト統括責任者」という。）

2. ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの参加者は、プロジェクト活動に関するロシア連邦政府の法規に定める手続に従い決定されるものとする。

3. プロジェクト活動に関するロシア連邦政府の法規により定められておらず、かつ、第1項に掲げられていないその他の参加者のロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの実施への参加は、主要実施主体がプロジェクト統括責任者又はその委任を受けた者に通知した上で行うものとする。

4. プロジェクト統括責任者、主要実施主体及び適格発注者は、当該ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの実施のために技術開発支援主体を参加させることができる。

5. ロシア連邦政府は、技術系小企業の登録簿に登録された企業を含む技術系企業及び技術開発支援主体のロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの実施への参加を義務付ける場合を定めることができる。

第14条 適格発注者の機能

1. 適格発注者は、技術連携計画の実施に当たり、次の各号に掲げる機能を遂行するものとする。

- 1) 技術連携計画に定める長期的需要の確保の形態及び方法並びにその規模に従い、特定の種類の先端技術製品に対する長期的需要を確保すること。
- 2) 先端技術製品の創出に係る技術的及び経済的条件並びに創出の期限の遵守を監督し、先端技術製品の仕様を定めること。
- 3) 必要な能力を有する第三者の関与を含め、先端技術製品の創出及び検収の監督を可能とすること。
- 4) この連邦法及びロシア連邦政府の法規に定めるその他の機能を遂行すること。

2. 特定の種類の先端技術製品に対する長期的需要を確保するため、適格発注者及び主要実施主体は、先端技術製品の品目及び数量、適格発注者又はその指定する者による当該製品の取得期限、適格発注者によ

る当該需要の確保の方法、適格発注者及び主要実施主体の契約違反に対する責任（この連邦法第 24 条に定める合理的リスク負担の権利を考慮するものとする。）その他の条件を定める契約を締結することができる。

第15条 主要実施主体の機能

主要実施主体は、技術連携計画の実施に当たり、次の各号に掲げる機能を遂行するものとする。

- 1) 先端技術製品の創出を確保すること。
- 2) ロシア連邦政府が定める手続に従い、適格発注者の参加を得て技術連携計画を策定すること。
- 3) この連邦法第 13 条の規定を考慮し、技術連携計画の実施に参加する者を決定すること。
- 4) 技術連携計画の実施に資する一又は二以上の投資プロジェクトの実施に参加すること。
- 5) 先端技術製品の創出に必要な研究及び作業の方向性を定めること。
- 6) ロシア連邦の技術的優位性確保のための国家プロジェクトの実施に必要な重要技術に関する情報をプロジェクト統括責任者に提出すること。
- 7) 特定の種類の先端技術製品の製造体制に係る要求事項（ロシア連邦の法令に従った先端技術製品の製造及び運用に必要な設備、原料、資材、部品及び電算機プログラムに関する事項並びに知的創造活動の成果に対する権利の保護及び当該成果の法的保護の完全性に関する事項を含む。）を定めること。
- 8) この連邦法及びロシア連邦政府の法規に定めるものを含め、技術連携計画の実施に必要なその他の機能を遂行すること。

第16条 技術連携計画の内容

1. 技術連携計画において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1) 先端技術製品の創出に必要な技術の開発を目的とする、技術開発支援主体と科学、科学技術又はイノベーション活動の主体との連携の形態及び方法
- 2) 技術連携計画の実施における人材の確保に係る要求事項
- 3) 技術連携計画の実施に必要な国の支援措置（重要技術の開発又は導入並びに人材の育成、再訓練及び技能向上に係る国の支援措置を含む。）
- 4) 資金提供の総額（ロシア連邦予算制度の各予算の資金及び予算外財源から拠出される資金によるものを含む。）ロシア連邦政府は、技術連携計画の実施に必要な資金の総額に占める予算外財源から拠出される資金の規模に係る要求事項を定めることができる。
- 5) 先端技術製品であって、経済活動、社会的及び経済的課題の解決並びに国の防衛及び国家の安全保障の確保にとって基幹的な意義を有するものの創出によるロシア連邦の技術的優位性の確保に係る措置に関し、次に掲げる事項
 - a) この連邦法第 7 条第 1 項第 4 号に定める技術連携計画の策定手続に従い作成される、技術連携計画において開発され、かつ、製造される先端技術製品の名称の一覧。当該先端技術製品は、ロシア連邦の領域内で製造された製品として認定するために工業製品に対して課される要求事項（基準）に適合しなければならない。
 - b) 先端技術製品の試験生産及び量産体制、先端技術製品の製造のための部品、先端技術製品の製造のための原料（資材）又は先端技術製品の製造及び運用に必要な電算機プログラムの整備に当たり開発又は導入されなければならない重要技術であって、当該技術に対する権利が適格発注者、主要実施主体若しくは技術開発者に帰属し、又は当該重要技術の開発後にこれらの者に帰属することとなるものの一覧
 - c) 適格発注者（各適格発注者）
 - d) 主要実施主体
 - e) 適格発注者による先端技術製品に対する長期的需要の確保の形態及び方法並びに当該需要の規模

- f) 技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準の達成指標
- g) 技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準の達成指標に応じた技術連携計画の実施に対する段階的な資金提供の仕組み
- h) 技術連携計画の実施により達成が確保される先端技術製品の技術的独立性の水準を示す指標並びに先端技術製品の製造及び重要技術の導入に係る量的及び質的指標並びに当該指標の評価手法
- 6) 分野横断的技術の創出及び発展に基づく新たな市場の形成に係る措置がある場合において、当該措置に関し、次に掲げる事項
 - a) 技術連携計画の実施により開発又は導入されなければならない分野横断的技術の一覧
 - b) 技術連携計画の実施により達成が確保される新たな市場の形成に係る指標（新たな先端技術製品の輸出予定規模の増加指標を含む。）及び当該指標の評価手法
 - c) 分野横断的技術の導入又は発展を行おうとする法人による先端技術製品に対する長期的需要の確保の形態及び方法、当該需要の規模並びに予算外財源から拠出される資金の規模
- 7) ロシア連邦政府の法規に定めるその他の条件

2. 技術連携計画は、次の各号に掲げる事項を目的とする投資プロジェクトの実施を通じても行うことができる。

- 1) 投資プロジェクトの実施に係る文書に定める質的及び量的指標に適合する先端技術製品の製造に使用される原料及び資材の製造
- 2) 先端技術製品の部品の製造
- 3) 先端技術製品の製造に必要な設備の整備
- 4) 先端技術製品又はその製造のための設備に組み込まれる電算機プログラムの開発
- 5) 先端技術製品並びに原料、資材、設備、部品及び電算機プログラムの製造及び運用に必要なインフラの整備
- 6) 先端技術製品の創出の基盤となる、法的保護の対象となり得る知的創造活動の成果の創出

第5章 分野横断的技術開発プロジェクト

第17条 分野横断的技術開発プロジェクトに関する総則

1. 分野横断的技術開発プロジェクトは、新たな市場の形成及び先端技術製品の製造を目的とする分野横断的技術の導入又は発展に向けたプロジェクトとする。

2. 分野横断的技術の発展は、次の各号に掲げる原則に基づくものとする。

- 1) この連邦法第18条第2項第3号の規定により定められた技術開発の目標指標の達成のために努力の結集が必要な技術開発者を互恵的な協力に基づき参加させること。
- 2) 市場環境を発展させ、ロシア連邦における先端技術分野の競争を制限することを目的とする一方的行為を排除すること。
- 3) ロシア連邦の利益を確保しつつ、技術政策分野における国際協力を強化し、国際的な連携を発展させること。

3. ロシア連邦政府は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 1) 技術の評価及び分野横断的技術への認定の手続を定めること。
- 2) 分野横断的技術開発プロジェクトの実施に係る措置計画の策定及び実行の手続であって、当該プロジェクトの実施に参加する者の機能の記述及び当該者間の連携の手続、分野横断的技術開発に関する協定の締結、変更及び終了の手続、当該協定の履行期限に関する条件を含む当該協定の標準様式並びに当該協定の履行状況のモニタリングの手続を含むものを定めること。
- 3) 分野横断的技術開発プロジェクトの実施における国の支援措置を定めること。

4. 分野横断的技術開発プロジェクトの実施の起案者となることができる者は、ロシア連邦政府及び分野横断的技術の導入若しくは発展又は自主技術開発体制の構築を行おうとする法人とする。

5. 自主技術開発体制の構築を目的として、分野横断的技術の導入又は発展を行おうとする法人は、自らが属する企業グループ及び当該企業グループに属しないロシアの法人との間で締結した契約を考慮した上で、研究開発の成果、技術文書、関連する電算機プログラム、知的創造活動の成果に対する権利、固定資産その他の財産及び人材を含む必要な資源を有していなければならない。

6. 分野横断的技術開発プロジェクトは、この連邦法第7条第1項第2号の規定によりロシア連邦政府が定める手法に基づき判定される技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準を考慮し、ロシア連邦政府が代表するロシア連邦との間で締結された分野横断的技術開発に関する協定に基づき、ロシアの法人が実施するものとする。

7. 分野横断的技術開発に関する協定の締結、変更及び解除並びに当該協定に基づく義務の履行に関して生ずる関係については、ロシア連邦の民事法の規定を適用する。

第18条 分野横断的技術開発に関する協定

1. 分野横断的技術開発に関する協定の対象は、技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準を考慮した新たな市場の形成、先端技術製品の製造及びロシア連邦の技術的優位性の中期的な確保を目的とする、特定の種類の分野横断的技術の導入若しくは発展又は自主技術開発体制の構築とする。

2. 分野横断的技術開発に関する協定には、次の各号に掲げる条件を定めなければならない。

- 1) 分野横断的技術開発に関する協定の対象
- 2) 当該協定の締結により形成又は発展させる先端技術産業の名称、当該協定が導入又は発展を目的とする分野横断的技術の説明並びに当該技術において創出及び利用が計画されている知的創造活動の成果の種類及び特性
- 3) この連邦法第7条第1項第1号に定める指標を考慮した技術開発の目標指標及びその算定方法
- 4) この連邦法第24条に定める合理的リスク負担の権利を考慮した、ロシア連邦の法令の規定による分野横断的技術開発に関する協定の当事者の権利及び義務
- 5) 第4号に定める義務を履行しなかった場合における、分野横断的技術開発に関する協定を締結した法人の責任
- 6) 分野横断的技術の導入又は発展を行おうとする法人による先端技術製品に対する長期的需要の確保の形態及び方法並びに当該需要の規模
- 7) ロシア連邦政府が定める分野横断的技術開発に関する協定の標準様式に規定するその他の条件

3. 分野横断的技術開発に関する協定の締結の準備において、分野横断的技術の導入又は発展を行おうとする法人であって分野横断的技術開発プロジェクトの実施の起案者であるものは、先端技術製品に対する長期的需要の存在を根拠付けるものとし、当該協定が締結された場合には、当該協定に定める形態、方法及び規模に従い先端技術製品に対する長期的需要を確保するものとする。

第6章 技術イノベーションの発展

第19条 技術イノベーションに関する総則

1. 技術イノベーションは、ロシア連邦の技術的優位性の確保、製品の品質の向上及び品揃えの拡充、既存の販売市場の維持又は新たな市場への参入、製造コストの削減、生産能力の拡大並びに財政的、経済的、投資的、社会的及び経済的、環境的、科学的、科学技術的その他の公益的な特性（効果）（以下「特性（効果）」という。）の達成を目的として、技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準を考慮し、技術開発者及び先端技術製品の製造業者により創出され、導入されるものとする。

2. 技術イノベーションは、技術開発者及び先端技術製品の製造業者により、自ら又は他の者の参加を得て、技術開発プロジェクトの実施によることを含め、創出され、導入されるものとする。

第20条 中長期技術開発計画

1. 中長期技術開発計画は、技術政策の実施を確保するため、ロシア連邦の中長期的な科学技術発展の見通しを考慮して策定され、ロシア科学アカデミー、技術開発支援機関その他の法人の提案を考慮して（銀行分野その他の金融市場分野に係る部分にあっては、ロシア連邦中央銀行と協議の上）ロシア連邦政府が承認するものとする。

2. 中長期技術開発計画は、ロシア連邦政府又は所管機関（各所管機関）が定める重要技術及び分野横断的技術の一覧、技術政策分野における関係を規律するその他の法規並びに政府出資法人のイノベーション推進プログラムの策定の基礎となるものとする。

3. 中長期技術開発計画には、課題、制約及びリスクの記述、技術開発の現状、主要な問題点、動向及び想定シナリオの評価並びにロシア連邦政府が定める要求事項に基づくその他の事項を定めなければならない。

第21条 政府出資法人のイノベーション推進プログラム

1. 政府出資法人のイノベーション推進プログラムとは、戦略的目標の達成を目的とする、重要技術、分野横断的技術及び技術イノベーションの開発、導入又は発展並びに自主技術開発体制の構築に係る一連の措置であって、当該政府出資法人又はその他の者による当該措置への資金提供を予定するものをいう。イノベーション推進プログラムを実施する政府出資法人の一覧は、ロシア連邦政府が定めるものとする。

2. 政府出資法人のイノベーション推進プログラムにおいては、ロシア連邦の技術的優位性確保又は各産業分野における中長期的な技術開発に係る目標指標の達成に資するものを含む研究開発又は技術開発プロジェクト並びに当該プログラムの実施の目標、期間、予定成果、資金計画及び重要業績評価指標を定めなければならない。ロシア連邦政府は、政府出資法人のイノベーション推進プログラムの内容に係るその他の要求事項を定めることができる。

3. ロシア連邦政府は、政府出資法人に次の各号に掲げる義務を課す場合を定めることができる。

- 1) 政府出資法人のイノベーション推進プログラムの実施に技術系小企業を参加させること。
- 2) 政府出資法人のイノベーション推進プログラムの策定、審査及び実施に技術開発支援主体を参加させること。
- 3) 自主技術開発体制に基づき政府出資法人のイノベーション推進プログラムを実施すること。

第7章 技術政策の実施に係る活動の促進

第22条 国の支援措置。国によるものでない技術政策の実施に係る活動の促進

1. 国の支援措置は、製品のライフサイクルの各段階（開発、製造及び市場への投入）を評価するために用いられる技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準であって、この連邦法第7条第1項第2号の規定によりロシア連邦政府が定める手法に基づき判定されるものを考慮し、この連邦法第4条第1項に定める技術政策の目標の達成のために適用する。

2. 技術政策の実施に係る活動に関し、ユーラシア経済連合法、ロシア連邦の法令、ロシア連邦大統領の法規、ロシア連邦政府の法規、連邦構成主体の法律その他の法規に定める場合及び手続に従い、当該法規に定める条件に基づき、次の各号に掲げる国の支援措置を講ずることができる。

- 1) ロシア連邦の予算法及び民事法に定める形態で、ロシア連邦予算制度の各予算の資金による技術開発プロジェクトへの資金提供（以下「技術開発プロジェクトへの資金提供」という。）

- 2) ロシア連邦税法典に定める租税上の優遇措置その他の特惠措置及びユーラシア経済連合法又はロシア連邦の関税規制に関する法令に定める関税の減免措置
 - 3) 国有財産の貸付けに係る賃料の減免措置
 - 4) 知的創造活動の成果の法的保護及びこれに対する権利の擁護、投資誘致の支援、通関業務の提供並びに人材育成に係るサービスの提供を含む情報提供及びコンサルティングの支援
 - 5) イノベーション活動の支援
 - 6) 人材育成の支援
 - 7) 不動産及び設備の貸付けを含むインフラ面の支援
 - 8) 外国市場への参入及び当該市場の開拓における輸出の支援
 - 9) 規制のサンドボックス制度の導入による支援
 - 10) 技術開発者と先端技術製品の製造業者との間の協力の促進並びに先端技術製品に係る確実な需要及び供給の形成の促進
 - 11) その他の支援措置
3. 国の支援措置は、技術イノベーションの開発、導入及び発展の各段階を考慮して定めなければならない。
4. 第 2 項に定めのない技術政策の実施に係る活動の促進は、ロシア連邦の法令に反しない形態により法人及び自然人が行う。

第23条 技術開発プロジェクトへの資金提供の特則

1. 技術開発プロジェクトへの資金提供は、技術政策の目標及び基本的施策を考慮するとともに、この連邦法第 7 条第 1 項第 2 号の規定によりロシア連邦政府が定める手法に基づき判定される技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準を考慮して行われるものとする。

2. 技術開発支援機関は、ロシア連邦の法規、連邦構成主体の法規及びこれらに基づき制定される技術開発支援機関の内部規程の規定により、技術開発プロジェクトへの資金提供の決定及び実施に当たり、資金提供の開始前、実施中及び完了後（必要な場合）に、必要に応じ独立した専門家の参加を得ることを含め、技術開発プロジェクトの必要な審査を行うとともに、国の支援措置を適用して提供されたロシア連邦予算制度の各予算の資金の目的内使用を確保するものとする。

3. 技術開発支援機関は、ロシア連邦予算制度の各予算の資金を利用して資金提供が行われるものを含め、技術開発プロジェクトの実施のモニタリング及び管理（当該資金の目的内使用のモニタリング及び管理を含む。）を行うものとする。技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられる資金の目的内使用の基準及び当該目的内使用のモニタリング及び管理の実施の手続は、ロシア連邦の予算法の規定によりロシア連邦政府が定めるものとする。

4. 技術開発プロジェクトの各実施段階の完了後、技術開発プロジェクト資金受領者は、技術開発支援機関と技術開発プロジェクト資金受領者との間の協定に別段の期限の定めがある場合を除き、技術開発プロジェクトの実施段階に応じ、又は技術イノベーションの開発、導入及び発展の各段階を考慮してロシア連邦政府が定める期限内に、報告書及び支出の妥当性を証する書類を技術開発支援機関に提出しなければならない。

5. 技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられる資金の目的外使用が判明した場合、技術開発支援機関は当該資金の受領者にその旨を通知するものとし、当該受領者は、技術開発支援機関と当該資金の受領者との間の協定に定める手続に従い、かつ、その定める期限内に、判明した目的外使用に相当する額の当該資金を技術開発支援機関に返還しなければならない。

6. 技術開発プロジェクト資金受領者と技術開発支援機関との間における目的外使用の有無及び規模に関する未解決の紛争は、裁判により解決するものとする。

7. 技術開発支援機関は、ロシア連邦政府が定める、財務上のリスクを含む許容リスク水準及びその管理の基本基準の決定に係る手続に従い、技術開発プロジェクトへの資金提供に係る活動の運営を行うものとする。

8. ロシア連邦政府が定める、財務上のリスクを含む許容リスク水準及びその管理の基本基準の決定に係る手続には、技術開発プロジェクトの実施に係るリスク評価の基本基準及び技術開発支援機関による技術開発プロジェクトへの資金提供を決定する手続を定めなければならない、かつ、開発中又は開発済みの技術の成熟度、技術政策の実施に係る活動の事業化の見通し、技術開発プロジェクトへの資金提供の予定規模並びにリスクの予防に係る措置及び内部統制の手続を含むリスク管理の方法及び手段を考慮しなければならない。

9. 技術開発支援機関は、ロシア連邦政府が定める、財務上のリスクを含む許容リスク水準及びその管理の基本基準の決定に係る手続に従い、予算の主たる執行機関又はロシア連邦政府から委任を受けた、技術開発支援機関の活動の調整を行う者と協議の上、技術開発プロジェクトの実施に係るリスク評価の手法を定めるものとする。

10. 技術開発プロジェクトへの資金提供の条件、予算の主たる執行機関の権限、技術開発支援機関が技術開発プロジェクト資金受領者による技術開発プロジェクトの実施（当該資金の目的内使用を含む。）に対するモニタリング及び管理並びに技術開発プロジェクトの実施に係るリスク評価の手法及び技術開発支援機関による技術開発プロジェクトへの資金提供の決定の手続の遵守に対するモニタリング及び管理を実施することに係る予算の主たる執行機関の責任、国の支援措置の適用に充てられるロシア連邦予算制度の各予算の資金による技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価に基づく決定に係る責任並びにこの連邦法第24条第5項に定める当該評価の規則は、ロシア連邦予算法典の規定により定められる補助金若しくは財政投資の交付規則又は決定手続において考慮されるものとする。

第24条 合理的リスク負担の権利を考慮した技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価

1. 技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価は、技術成熟度、製造成熟度、市場成熟度及び先端技術製品の事業化の各水準並びに合理的リスク負担の権利を考慮して、政府財政監査機関が行うものとする。

2. 技術開発支援機関及び技術開発プロジェクト資金受領者にとっての合理的リスク負担の権利とは、当該活動のリスクの水準に応じ、ロシア連邦政府が定める財務上のリスクを含む許容リスク水準及びその管理の基本基準の決定に係る手続に従い定められた許容リスク水準の範囲内で、技術開発支援機関及び当該資金の受領者が計画された特性（効果）を達成できない可能性並びに計画された特性（効果）の未達成に起因する当該資金受領者の資産減損の可能性を許容することをいい、この連邦法第23条の規定による技術開発プロジェクトの審査、管理及びモニタリングに係る措置を実施していることを条件とする。

3. 政府財政監査機関は、技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価に当たり、この条の定めを考慮して連邦法の規定に従うものとする。

4. 技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価に当たり、政府財政監査機関は、技術開発プロジェクトへの資金提供の実施を規律する所定の手続の遵守に係る検査及び当該手続のこの条に定める要求事項への適合に係る検査を行うものとする。

5. 技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価の規則であって、技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられるロシア連邦予算制度の各予算の資金及び政府保証により返還が担保された予算外財源から拠出される資金の目的内使用の判定に係る特則、当該評価の実施に適用される基準並びに技術開発プロジェクトの実施のモニタリング及び管理に係る要求事項を含むものは、ロシア連邦政府が定めるものとする。

6. 政府財政監査機関による技術開発支援機関の技術開発プロジェクトへの資金提供の実施の有効性の評価に当たっては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 1) この条の定めを考慮して連邦法の規定に従うこと。
- 2) 技術開発支援機関及び技術開発プロジェクト資金受領者にとっての合理的リスク負担の権利を考慮すること。
- 3) 技術開発支援機関が類似の目標及び特性を有する技術開発プロジェクトの集合体（ポートフォリオ）（以下「技術開発プロジェクト・ポートフォリオ」という。）を編成している場合にあっては、第10項に定める統合性及び適及性の原則に従い行われた当該技術開発プロジェクト・ポートフォリオへの資金提供の有効性の分析の結果に基づくこと。
- 4) 技術開発支援機関が定めた次に掲げる文書の有無及びその遵守を確認すること。
 - a) 技術開発プロジェクトへの資金提供の実施に係る戦略、目標及び課題を定める文書
 - b) 技術開発プロジェクトへの資金提供の実施の手続を定める文書

7. 政府財政監査機関が第6項第4号aに定める文書を検査するに当たっては、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- 1) 当該文書の技術政策の目標及び基本的施策への適合性
- 2) 当該文書に定める目標及び課題の測定可能性
- 3) 技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価の可能性
- 4) 当該文書に定める目標及び課題と、技術開発支援機関の各部門及び幹部の重要業績評価指標並びに職員の動機付け制度との関連性（当該要求事項が検査対象の技術開発支援機関に適用される場合）
- 5) 目標の未達成に対する責任の評価制度の有無（当該要求事項が検査対象の技術開発支援機関に適用される場合）

8. 政府財政監査機関が第6項第4号bに定める文書を検査するに当たっては、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- 1) 技術開発プロジェクトへの資金提供の実施に係る所定の手続の遵守に対する内部統制手続（意思決定の責任者及び所定の手続の違反に対する制裁措置の明示を含む。）の有無
- 2) 技術開発プロジェクトへの資金提供の実施の主要な段階及び期限の有無及び記述
- 3) 合議による意思決定及び必要に応じた独立した専門家の参加の手続の有無
- 4) 2009年7月17日付連邦法第172号「法規及び法規案の腐敗防止審査について」に定める連邦行政機関の法規に対する要求事項への適合性

9. 技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられる資金の受領者による当該資金の使用は、技術開発支援機関と当該資金の受領者との間の協定に定める措置であって計画された特性（効果）の達成を目的とするものの実施が文書により証明された場合に限り、有効であったと認められる。

10. 技術開発支援機関が技術開発プロジェクト・ポートフォリオを編成している場合、技術開発プロジェクトへの資金提供の有効性の評価は、統合性及び適及性の原則に基づき行われるものとする。当該原則は、技術開発支援機関が技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられる資金を当初に受領した時点又はロシア連邦政府が定めるその他の時点から、技術開発プロジェクト・ポートフォリオにおける達成済みの目標値及び中間値並びに計画された特性（効果）を、その達成の実績及び予測の推移を考慮して評価することを意味する。

11. 技術開発支援機関による技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられる資金の使用は、所定の期間内又は解除条件として定められた目標の範囲内で、技術開発プロジェクト・ポートフォリオを構成する技術開発プロジェクトへの資金提供に充てられる資金による投資の形態で行われた技術開発支援機関の投資的資金拠出（支出）の総体について、計画された特性（効果）を考慮した投資回収性の指標を統合的かつ適及的に達成した場合に限り、有効であったと認められる。投資以外の形態で行われた資金拠出（支出）の総体については、社会的及び経済的、科学的、科学技術的、環境的その他の公益的な特性（効果）を達成した場合に限り、同様とする。

12. ロシア連邦政府は、技術開発支援機関が技術開発プロジェクトへの資金提供に際し取得した資産の譲渡の手続を定めることができる。

第8章 技術開発インフラ。技術政策の情報基盤の整備

第25条 技術開発インフラ

1. 技術開発インフラとは、技術開発プロジェクトの実施に資する施設及び組織の総体をいう。
2. 技術開発インフラには、次の各号に掲げるものを含むものとする。
 - 1) 技術の開発及び実証に必要なインフラ
 - 2) 先端技術製品のモックアップ作成及びプロトタイピングに必要なインフラ
 - 3) 先端技術製品の適合性評価を目的とするものを含め、技術の試験及び先端技術製品の供試体の試験に必要なインフラ
 - 4) 知的創造活動の成果に対する権利の擁護、知的創造活動の成果の法的保護及び当該権利の管理に必要なインフラ
 - 5) 先端技術製品の試験生産及び小ロット生産に必要なインフラ
 - 6) 中長期技術開発計画及び技術開発プロジェクトの実施に関する情報の収集及び分析を行い、ロシア連邦政府の決定により次に掲げる機能を遂行するロシアの法人
 - a) 中長期技術開発計画並びにロシア連邦の技術的優位性の確保及び各産業分野における中長期的な技術開発に係る目標に関する情報（国家機密に該当する情報を除く。）のインターネット上での公開
 - b) 技術連携計画の実施に係る提案及び分野横断的技術の導入又は発展を行い、分野横断的技術開発に関する協定を締結しようとする法人による提案の審査の支援
 - c) 技術連携計画及び分野横断的技術開発プロジェクトの実施に係るモニタリングの運営
 - d) 技術政策の情報基盤の整備
 - e) ロシア連邦政府の決定により定められるその他の機能
3. 技術開発インフラは、ロシア連邦の法令の規定により国の支援措置の適用においても整備されるものとする。

第26条 技術政策の情報基盤の整備を目的として構築されるシステム

1. 技術政策の情報基盤の整備を目的として、次の各号に掲げるシステムを構築するものとする。
 - 1) データ処理システム
 - 2) マスターデータ管理システム
2. ロシア連邦政府は、第1項に定めるシステムを既存の国の情報システムの構成要素として構築し、及び改修する旨の決定又は当該システムを独立した国の情報システムとして新たに構築する旨の決定を行うことができる。
3. データ処理システムは、技術政策形成主体と技術開発支援主体の情報システムの連携及び当該情報システム間のデータ交換の確保を目的とする。
4. マスターデータ管理システムは、相互に関連する品目分類表を構成する基準参照情報の収集、標準化及び情報共有参加者への自動的な提供を目的とする。
5. データ処理システムには、技術政策形成主体及び技術開発支援主体に関する情報、これらの機能に関する情報並びに技術開発プロジェクトに関する情報及び文書が含まれるものとする。
6. データ処理システムにおける情報の処理のため、次の各号に掲げる登録簿が構築されるものとする。
 - 1) 技術連携計画の登録簿

- 2) 技術開発支援主体の登録簿（技術連携計画の参加者の登録簿、分野横断的技術開発に関する協定の登録簿、技術系小企業の登録簿及びイノベーション活動に対する国の支援の最終受益者統一登録簿を含む。）
- 3) データ処理システム及びマスターデータ管理システムに含まれる情報へのアクセスが付与され、自らの情報システムとデータ処理システムとの自動的な連携を確保する情報共有参加者の登録簿
- 4) ロシア連邦政府が定めるその他の登録簿

7. マスターデータ管理システムには、基準参照情報の対象の特性及び属性を示す次の各号に掲げる相互に関連する品目分類表が含まれるものとする。

- 1) 重要技術及び分野横断的技術を含む技術分類表
- 2) 先端技術製品の製造に使用される主要な部品及び資材を含む、先端技術製品分類表

8. マスターデータ管理システムの分類表の作成は、戦略計画文書及び標準化文書並びに情報共有参加者の適用可能な分類表に基づき行われるものとする。

第9章 ロシア連邦の個別の法律の改正について

第27条 連邦法「原子力公社「ロスアトム」について」の改正

2007年12月1日付連邦法第317号「原子力公社「ロスアトム」について」（ロシア連邦法令集2007年第49号第6078項、2010年第48号第6246項、2011年第29号第4281項、同第30号第4591項、同第49号第7025項、2013年第27号第3477項、第3480項、2015年第1号第52項、2016年第14号第1904項、2018年第1号第74項、同第53号第8451項、2019年第18号第2205項、2021年第24号第4188項、2022年第27号第4585項）の一部を次のように改正する。

- 1) 第7条第1項中「科学技術、」の後に「技術、」を加える。
- 2) 第7¹条第1項中「科学技術、」の後に「技術、」を加える。

第28条 連邦法「宇宙開発公社「ロスコスモス」について」の改正

2015年7月13日付連邦法第215号「宇宙開発公社「ロスコスモス」について」（ロシア連邦法令集2015年第29号第4341項、2021年第24号第4188項、第4226項、同第50号第8406項、2023年第25号第4430項、2024年第1号第9項、同第18号第2402項、同第31号第4456項）第7条第1項中「科学技術」の後に「、技術」を加える。

第29条 連邦法「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野の規制のサンドボックス制度について」の改正

2020年7月31日付連邦法第258号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野の規制のサンドボックス制度について」（ロシア連邦法令集2020年第31号第5017項、2021年第27号第5159項、2024年第33号第4919項）の一部を次のように改正する。

- 1) 題名中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。
- 2) 第1条を次のように改める。
 - a) 第1項中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。
 - b) 第2項を次のように改める。

第一段中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。

第8¹号として次の一号を加える。

「8¹) 技術イノベーションの開発及び導入並びに先端技術製品の製造」

第9号中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。

- 3) 第2条を次のように改める。
 - a) 第一段中「この連邦法においては、」の前に「1.」を加える。
 - b) 第1号中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。
 - c) 第2項として次のように加える。

「2. 「先端技術製品」及び「技術イノベーション」の用語は、連邦法「ロシア連邦における技術政策及びロシア連邦の個別の法律の改正について」に定める意義において使用する。」
- 4) 第3条を次のように改める。
 - a) 第7号中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。
 - b) 第8号中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。
- 5) 第6条第1項を次のように改める。
 - a) 第1号中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。
 - b) 第2号中「デジタル」を「デジタル及び技術」に改める。

第10章 雑則

第30条 この連邦法の施行

この連邦法は、公布の日から180日を経過した日から施行する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年12月28日

連邦法第523号